

学校の体育施設を 一般に開放します

学校の体育施設を広くみなさんに開放することに、七月一日から実施されることになりました。

これは、地域住民のスポーツ生活に多様な活動に資するために、地域社会の中心的存在である学校の体育施設を一般の住民に開放することに望まれているが、合理的に措置をされていなかった実状から、これを組織的に利用していただくことと決められたものです。県下の十か市町村がモデル的に指定され、県がその経費の一部を補助して実施されるのです。

施設の開放要領

【趣旨】

地域住民のスポーツ活動を普及振興させるため学校体育施設を効率的に開放し、学校体育施設等を広く



- ◆ 施設を大いに利用しよう
- ◆ 住民に開放し、心身の健全な発達と明るく豊かな社会生活の形成に寄与することを目的としています
- ◆ 施設利用の対象となるスポーツ施設
 - ① 地域における恒例行事、スポーツ教室、スポーツフェスト、地域住民が自主的に、継続的に行なうスポーツ活動などです。
- ◆ 施設利用の日時
 - ① 土曜日の午後、日曜日、祝祭日
 - ② 長期休業中、夜間など、学校教育および学校管理上支障のない日時です。
- ◆ 利用できる体育施設等は：
 - ① 施設では、運動場、体育館、水泳プール、運動場等、体操用ホール、ネット、卓球台等貸し出し可能なものです。
 - ② 施設利用者登録は：

施設を利用したい人は、年度はじめに町の教育委員会に登録をします。途中での登録も必要に応じて認められます。

施設を利用しようとする人は、教育委員会に申し出ることにし、教育委員会は当該学校長の意見に基づき、学校運営上支障がなくその出し出が適当なものと認められる場合は、利用が許可されます。

施設の管理は、教育委員会がその責任において、管理上の適正を保障とします。

国勢調査

二十四項目にわたって調査

かためには、当該学校長、および当日指導員がこられたりします。体育施設がこれにあたります。

町に学校体育開放施設が設置され、教員長、学校長、体育指導員、体育委員、使用者の名公表により構成されます。

調査の管理は、教育委員会がその責任において、管理上の適正を保障とします。

調査区の設定は、昭和四十四年十月一日現在で原則八、二〇〇人が設けられました。当初五十世帯を一調査区として設定してあります。これらの調査区を定めて、実際の調査に当たるのが国勢調査員です。

調査の要点は、人口をもちも重視な調査です。ことにより、このほか氏名、生年月日を基として二十四項目にわたって

内閣府大臣が任命する調査員は、県下八、二〇〇人あまりです。この調査員は選任されました。調査員が作成する国勢調査

市町村では、六、七、八月にかけ職員の手分け合わせ、七月に指導員の任命、八月には調査員の訓練会を実施し、九月十四日から九月三十日までの間に各世帯に調査票を配布し記入依頼で、十月一日実施という手順で行なわれることになりました。

実際の調査はどのようにと、国では県から提出された調査票を、経済警察庁、西野町、今年も、男女別の人口をはじめとして、基本統計三十九表、従来調査実施計十一表、速報を定めて一パーセント抽出計が五十五歳等詳細に結果の発表がなされる予定です。なお、広域から概しては八月は調査員の仕事、九月は調査票の働き、十月は調査結果の公表方法についてお知らせする予定です。どうぞ、町民のみならずご協力をお願いします。

ハンコに強く印をすましよう。



契約書をも読みましよう。